

# 委 員 会 報 告 書

令和4年度議会報告と町民との意見交換会について

令和4年7月13日から同5年2月14日までに当委員会が主催した標記に関する総括報告を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

令和5年3月23日

芽室町議会議会運営委員会  
委員長 中村和宏

芽室町議会議長 早苗豊様

## 1 実施目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において議決、同年4月1日から施行している芽室町議会基本条例に基づき、議会改革並びに議会活性化に、継続的に取り組んでいるところであり、同条例第8条第5項に基づき、令和4年度において、議会報告と町民との意見交換会を開催したものである。

### 芽室町議会基本条例（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

## 2 実施概要

令和4年度議会報告と町民との意見交換会は、町内各小中学校PTAについてはオンラインアンケート調査により27人から回答があり、高等学校、団体等については、6会場において448人の参加があった。

アンケート調査により実施したPTAとの意見交換会では、「物価高騰に対する今後の支援策」について、議会内部で議論し町長に手交した提言内容を報告し、提言には町民の考えと乖離がないか、ほかにも必要な対策がないかを確認した。

また、高等学校との意見交換では、「町民がまちづくりを考え・参加する機会」とすることなどを目的に、町内2校とそれぞれのテーマを設定して開催した。

団体等との意見交換では、総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会が中心となり、所管するまちづくり・観光・福祉などのテーマについて、それぞれが置かれている実状を把握・理解する機会とした。

なお、これらの実施結果については総括報告書としてまとめ、意見交換した団体等へ送付するとともに、議会ホームページに掲載し公表するものである。

## 3 総括

今年度も、新型コロナウイルス感染症対策が必要となる中、意見交換会の手法としてオンラインアンケート調査を活用するなど事業を完遂した。

今後に向けては、既存のイベントへの議会ブース設置、議会カフェの開催などの事業手法を検討し、特定の団体だけではなく、町民だれもが気軽に議員と意見交換できる場の創出など創意工夫により、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して、住民の声を聴く機会を停滞させずに、二元代表制の議事機関の役割を果たすべきと捉えるものである。